

# 全国港湾Fax通信

No. ....

(公・事・取扱注意・親展)(写)	(発番) 全国港湾19FAX第76号
(宛先) 各 四役、中執、単組委員長、地区港湾議長	2020年 4月 20日 時 分
殿	(発信者) 全国港湾 玉田

(件名)

## 4/20 港湾の自動化・機械化に係るWGの協議経過について

(本文)

標記について、下記の通り報告します。

### 記

1. 日 時 2020年4月20日(月)13:30~14:40
2. 場 所 新橋：港運会館3階会議室
3. 出 席 組合側：竹内(労側委員長)、松永、光部、玉田、横山(港運同盟)  
業 側：森川(WG座長)、清瀬、小原、田中

#### 4. 協議経過

- (1) 組合側は、業側の要請に基づき、本件に係る組合側の考え方を事前に提出していた。その内容は、要旨以下の通りである(第1回中闘/第6回中執/3月12日確認)。

##### <組合側が提示した内容>

##### 1. 基本的な考え方

- (1) 基本は「職場(現業)の保障」で、今だけでなく、中長期、5年・10年先も職場(現業職場)を維持し、そこに働く場と仲間が働いている状況を作ることである。
- (2) 現行の産別協定である「作業基準協定等」で確認しているCY内での(港運専業)現業労働者の定数を完全履行すること。
- (3) CYにおける業務のすべてを、港運専業(港運荷役・検数・検定)の業域・職域とすること。
- (4) CY業務以外にあっても、元請業務なども港運専業労働者を出向で受け入れるなどを講じて職場として確立すること。
- (5) 物流倉庫を含め、港湾全域を視野に入れた雇用と専業者(港湾荷役・検査・関連)の事業基盤の確保を行うこと。

##### 2. 上記を実現するための措置

- (1) 上記「1. 基本的考え方」を前提として、労使協議を行い、確認すること。
- (2) 上記「1. 基本的考え方」の枠組みを労使確認したうえで、それを実現するために、料金を含む法整備、職域に係る法改正などの条件や課題の協議を進め、所要の取り組みを進めること。

(2) 組合側の提示した考え方(上記)について、業側は次の点を質問した。

① 組合側の基本的考え方としている、1-(1)については、ほぼ同じと思う。

② その考えに立って、(2)～(5)について確認したい。

イ、(2)の定数について、地区で確認している部分もあり、あくまで中央協定の定数という考え方か。

ロ、(2)でも雇用を確保できない場合に、(3)～(4)と順次雇用の場を確保していくという考え方か。

ハ、(5)はどの範囲をイメージしているか。

(3) 組合側は、要旨次の通り回答した。

① 定数については、組合として実態調査をしている。これで見ると、定数に不足しているところは見受けられるが、中央協定以上に人員が配置されているという実態はない。その意味で、まずは雇用確保の場として、定数通り配置することが大事と考える。

② そのうえで、(3)・(4)の施策を講じて雇用先を確保し、それでも、職域は狭められると想定し、(5)の施策が必要と考えている。

③ (5)の範囲は、基本的に「港頭地区の施設」をイメージしている。

(4) 組合側の考え方をふまえ、業側は、次の見解を述べた。

① 「職域・雇用を守る」ことが大前提と考えており、今後の人口動向を考えると労働力不足が想定され、この部分を機械で補うという考え方であることを理解されたい。労働者の削減を意図したものではない。

② 「合理化」を考えているわけではない。WGは労働者を守るための協議と考えている。自動化・機械化のメリットは労働者に還元されなければならないと考えており、ユーザーに吸い上げられることになってはならないという基本的考えは理解いただきたい。

③ そのうえで、どこまで中央で「縛り(規範・ルール)」を設定することができるかを見極め、地区の事情をふまえた地区協議で詳細を決めるイメージである。ただし、物流施設への職域拡大の要求趣旨は理解するが、自動化・機械化のテーマであるので、CY内の業務に絞って解決したいと考えていることは付言したい。

④ 以上をふまえて、WGで一定の取りまとめを行い、政策委員会などで承認いただく段取りを考えている。

⑤ したがって、業側内部での検討を要するので、時間的猶予を頂きたい。

(5) 組合側は、CY業務内で措置する点は業域拡大を進めなければならないとしている意味であり、これを含めて再考願うこととして、業側内部で検討していくことを了承し、次の点を念押しした。

① RTG遠隔操作の公募については、ステークホルダーの意見と協議経過、雇用措置の明記が求められており、中央協議の継続中に公募することには反対であり、業側もそのように対応すべきであること。

② 組合側の考え方の2項に示した、法令の改正などの取り組みは日港協として進めることが重要であり、この点も検討されたい。

(6) 以上の協議経過をえて、日港協として内部検討することとなった。

以上